風見代表質問（２０１９年６月１７日）

　日本共産党区議団を代表して質問します。

この度の区議会議員選挙で、日本共産党は、３人の当選にとどまりました。残念な結果であり、痛恨の極みです。

　区議選のなかで、日本共産党は、安倍政権の消費税増税、国保料の値上げ、憲法９条改悪などの暴走政治を止めること、区政では１４８０億円の積立金を区民のために活用する「子育て・くらし・福祉充実の提案」、国土交通省が計画している「羽田低空飛行計画」の撤回などを政策・公約に掲げ、支持を訴えてきました。

　私たちは、掲げた公約実現のため、全力でがんばる決意です。

　７月には日本の命運を左右する参議院選挙が行われます。今度の参院選は、市民と野党の共闘が大きく前進し、５野党・会派が３２の一人区で候補者を一本化し、憲法９条「改定」反対、消費税率引き上げの中止、辺野古新基地建設反対、原発ゼロなど、１３項目の「共通政策」を市民連合と合意しました。今度こそ、与党や改憲勢力の議席を減らし、安倍政権退陣の引き金を引く選挙にしていかなければなりません。

　党の総力を挙げて頑張る決意を述べ、質問に入ります。

**（仮称）****神宮外苑地区市街地再開発事業についてです。**

５月１日の「広報みなと」に（仮称）神宮外苑地区市街地再開発事業についての「環境影響評価調査計画書」の縦覧と意見書提出のお知らせが掲載されました。縦覧が５月８日から１７日までのわずか８日間、環境課などで行われました。この計画書を作成したのは三井不動産です。

　この計画（案）は、神宮外苑の持っている景観、環境、文化、貴重な緑等を根底から破壊するものです。また、明治神宮の外苑としての歴史的な成り立ち、文化的価値をもないがしろにする計画です。

　多くの区民は、野球場とラクビー場の入れ替えの計画はニュースなどで知っていますが、神宮外苑まるごと開発する計画があることは知らず、ビックリ仰天。この計画は、区民にとどまらず、都民、全国民的問題です。国民を無視したやり方に怒りの声が上がっています。

近隣住民はもとより、働く人、観光で訪れる人たちに騒音、風害、ごみ、治安問題等々、多大な影響が心配されます。

　ここは風致地区、文教地区であり、そもそもこんな計画はできないはずです。白紙撤回しかありません。

この計画の問題点は、

１　外苑の貴重な景観が破壊される。

　外苑のイチョウ並木は、観光名所として世界中から多くの人たちが訪れる憩いの場所です。とりわけ紅葉の時期には多くの観光バスも来るなど、気持ちの休まる貴重な場所、景観です。

　ところが今回の計画（案）では、ホテル併設の野球場（高さ６０メートル）がイチョウ並木に迫って建設。１９０メートル、１８５メートル、７０メートルの高層ビルが建ち、景観上、環境からも大問題です。イチョウ並木の右側には、６棟の店舗が計画されておりイチョウ並木の出口付近には、高さ３０メートルのホテルも計画され、自然に醸し出される景観にも重大な影響がでます。

　現在の青山通りからの景観が大きく損なわれることになります。

２　近隣住民への配慮が全くなく、緑が破壊される。

　野球場がイチョウ並木のすぐそばに計画され、歴史的に貴重な樹木、植栽が伐採されます。

イチョウ並木の右側に計画されている「並木東棟」は店舗等が設置される計画です。すぐ東側には８５０戸の都営・都民住宅、民間マンション、民家、事業所ビル等があります。店舗が設置されれば、騒音、臭気、風紀、ごみ問題など深刻な事態が心配されます。また、生物多様性が言われるこの時に歴史的に貴重な樹木・植栽が伐採されます。一度破壊されれば取り返しがつきません。

３　風害が耐え難いものになる。

　今でも伊藤忠の前、青山通りと墓地への通りは、風の影響をもろに受ける場所です。少しでも風の強いときは、まともに歩けない状態です。

　伊藤忠のビルは約９０メートルですが、今度の再開発計画（案）では１９０メートルのビルになる計画です。

　今でさえ大変な風の影響が、さらに大きな影響を与えることになります。青山小学校の通学路でもあり、安心して歩ける場所ではなくなってしまう危険があります。

４　神宮外苑にホテルはなじまない。

　ホテルは２４時間いつでも出入り自由です。そうなると静寂な環境が破壊されること。近隣の都営・都民住宅、民間マンション、戸建て住宅等への影響が心配されます。

５　神宮外苑は、都心での貴重なスポーツ施設があり、スポーツ愛好家にとってなくてはならない場所です。ところが今計画では、今あるテニスコート（室内も含む）がなくなってしまう。一部室内にスポーツ関連施設が計画されるようですが、テニスコートがなくなる危険が大です。一般のスポーツ愛好家を追い出すもので許されません。

港区は、神宮外苑銀杏並木周辺を景観形成特別地区に指定し、景観を何よりも大切に守る地域としています。そして、『景観重要公共施設』として神宮外苑銀杏並木を位置づけ、「神宮外苑銀杏並木は、明治神宮外苑の造成に先立つ１９２３（大正１２）年に植樹が行われた、由緒ある並木道です。聖徳記念絵画館をアイストップとして、銀杏並木が創り出す典型的なヴィスタ景は、首都・東京を代表する風格ある眺望の一つです。このような風格ある眺望を将来にわたって保全することができるよう、銀杏並木を適切に管理します」としています。（港区景観計画の冊子の裏表紙に銀杏並木の写真を掲載）このイチョウ並木を中心とした神宮外苑の景観を破壊する計画、港区としても断じて許せないはずです。三井不動産など、事業者に計画の白紙撤回を求めるべきです。

　答弁を求めます。

**【区長答弁】**ただいまの共産党議員団を代表しての風見(かざみ)利男(としお)議員のご質問に順次お答えいたします。

最初に、（仮称）神宮外苑地区市街地再開発事業についてのお尋ねです。

神宮外苑銀杏並木周辺は、区を代表する景観の名所の一つであり、区民のみならず、多くの方々が集い、憩う歴史ある貴重な緑であると考えています。

区は、この事業に関する環境影響評価調査計画書に対して、景観形成の方針や基準の遵守などを求める意見書を提出しております。

今後の具体的な開発計画に関する協議に当たっては、区が目指すまちづくりの実現に向け、事業者を適切に指導、誘導してまいります。

**青山地域に鮮魚等の移動販売についてです。**

　大型スーパーの閉店に伴って、生鮮３品、日用品が買える場所の確保を求める声がたくさん寄せられました。

私は１月１７日、田中副区長に閉店の延長などの対応を要請。その後、代表質問、予算委員会、予算の総括質問で、生鮮３品などが買える場所の確保を提案しました。担当部署に頑張っていただいた結果、４月２６日から北３団地の駐輪場を使っての野菜・果物の移動販売が始まりました。（月・火・木・金・土：午後３時～７時）

近隣住民からは喜ばれています。北３団地内の民間開発ビル内に生鮮３品や日用品などの店舗の誘致を働きかけていますが、店舗の誘致が実現するまでの間、野菜の移動販売を継続すること。

答弁を求めます。

野菜の移動販売は、北青山１丁目の都営住宅、南青山１丁目の都営住宅や、南青山６丁目のマンションなどでやっています。

みなさんが望んでいるのは、鮮魚類の販売です。青山に１軒魚屋さんがあります。民業を圧迫しないようよく意見を聞いたうえで、港区赤坂にある「全国水産物商業協同組合」に相談するなど、移動販売ができる業者を探すことが必要です。

今、青山で野菜の移動販売をやっている場所を使って、週１回か２回、鮮魚類の巡回移動販売ができないのか、検討を進めること。

答弁を求めます。

**【区長答弁】**次に、青山地域の移動販売についてのお尋ねです。

まず、野菜の移動販売の継続についてです。

本年4月から開始した移動販売については、都営青山北町アパート建替えに伴い、住民の方が新たな都営住宅に引っ越し予定の本年12月まで、現在の場所で継続いたします。

住民の方の引っ越し完了後の移動販売については、北青山三丁目地区まちづくりプロジェクト民活事業が完了予定の令和２年５月までの間、引っ越し先の新しい都営住宅においても継続できるよう東京都及び事業者と協議してまいります。

次に、鮮魚類の移動販売の検討についてのお尋ねです。

区は、鮮魚類の移動販売についても調査をしてまいりましたが、現在、区内の鮮魚類の移動販売の許可事業者はおりません。

引き続き全国水産物商業協同組合連合会や地域の鮮魚店などから、鮮魚類の移動販売事業者についての情報を収集してまいります。

**いま大問題になっている年金問題についてです。**

安倍自公政権は、「１００年安心の年金」と年金改革を進めてきました。ところが、金融庁審議会の報告書で、夫婦２人の収入と支出の差額が月５万５千円、３０年間で２０００万円必要になることが明らかになり、「１００年安心」どころか、老後の生活ができないと大問題になっています。

「マクロ経済スライド」が続けば、現役世代はさらに１６００万円給付が下がり、合計３６００万円の不足が生まれます。

「マクロ経済スライド」という年金を自動的に削減する仕組みを導入して、安倍政権の７年間で６．１％実質削減してきました。

「安心できる年金」のためには、低年金者の底上げが必要です。日本共産党は年６万円の上乗せを提案しています。

財源についても、大企業にせめて中小企業並みに税負担してもらう。ゴーン氏のように株で大儲けしている人に欧米並みの負担をしてもらう。所得税などの最高税率を上げる、米軍への「思いやり予算」をやめる、兵器の爆買いをやめるなどで７．５兆円の税源ができます。消費税に頼らなくてもやっていけます。

国に対し、低年金者の底上げを行うこと。「マクロ経済スライド」をやめるよう、要請すること。

答弁を求めます。

**【区長答弁】**次に、年金制度の見直しを国に要請することについてのお尋ねです。

　年金額は、国民年金法等に基づき、物価や賃金の変動を受け、改定されています。

今年は、国における５年に１度の年金財政検証の年に当たり、国は、その結果を受け、

将来にわたり安定した年金給付水準を確保するとともに、長期的に収支が安定するよう、検討を進めることとしています。

このことから、国に対し、区として要請をすることは考えておりませんが、今後も国の動向について注視してまいります。

　**国民健康保険料の第２子以降の子どもの均等割を無料にすることについてです。**

非正規労働者や自営業者、無職の人や年金生活者などが多く加入する国民健康保険制度（以下「国保」という。）は、「高すぎる保険料」に悲鳴が上がっています。

国保は、加入者の所得が低いにもかかわらず、協会けんぽなどより保険料が高く、負担の限界を超えています。全国知事会、全国市長会、全国町村会も「国保の構造問題」として改善を求めています。

全国知事会は、公費を１兆円投入して（２０１４年）協会けんぽ並の負担にするよう政府に求めています。

東京２３区に住む給与年収４００万円の４人世帯の協会けんぽの保険料の本人負担は１９．８万円ですが、国保の場合は４２．６万円で２倍以上です。

保険料の引き下げは、住民のくらしと健康を守るためにも、持続可能な国保制度を維持するうえでも重要な政治課題です。

日本共産党は、国保の構造的な問題を解決し、公的医療保険としての国保制度を立て直すために、提言を発表しました。

高すぎる保険料を軽減するために、とりわけ子どもの均等割りの軽減が求められます。２０１９年度の特別区の均等割保険料は一人当たり５1，０００円から５２，２００円と１，２００円値上げになりました。子どもの数が増えれば増えるほど保険料が高くなり、子育て支援にも逆行することから、子どもの均等割を独自で減免する自治体が全国でも増えています。東京都では東大和市、昭島市、清瀬市、武蔵村山市で、多子世帯の均等割り軽減を実施しています。

港区としても、早急に第２子以降の子どもの均等割を無料にすべきです。

答弁を求めます。

**【区長答弁】**次に、国民健康保険料の第２子以降の均等割額を無料にすることについてのお尋ねです。

均等割は、被保険者一人ひとりに一定額を負担していただくため、多子世帯では負担が大きくなります。国民健康保険は法に基づく全国統一の制度であり、制度上の課題については、制度設計者の国が責任をもって対応すべきものと考えております。

そのため、区として均等割額を第２子以降、無料にすることは考えておりませんが、子どもの均等割保険料の軽減措置を始めとした制度の見直しについて、特別区長会を通じ、国に対し要望してまいります。

**アドボケイト（代弁者）制度についてです。**

　昨年３月に目黒区で５歳女児、今年１月には千葉県野田市の小学４年の女児、６月には札幌市で２歳の女児が虐待でなくなりました。

　いずれも児童相談所など周りの大人たちがＳＯＳをくみ取っていればと、悔やまれます。

　子どものＳＯＳをしっかり受けとめるアドボケイト制度導入を求める声が高まっています。

　この制度は、子どもの権利条約にある「意見表明権」を保障し、その後の対応に反映するためのもので、虐待を防ぐ手立てとして期待されています。子どものアドボケイト制度については、英国やカナダで公的な制度があり、児童相談所などから独立した第3者が代弁者（アドボケイト）を務めています。

　三重県では２０１８年度に試験的に児童相談所など県職員を対象に研修を行い延べ４４人が受講しました。職員の中に代弁者（アドボケイト）役の担当者を決めて、子どもの意見を聞く取り組みを行った結果、担当者以外の職員を含め、これまで以上に子どもに気持ちを意識して対応するようになったといいます。

　児童福祉法の改正を待つことなく、三重県での取り組みを参考にアドボケイト制度への取り組みを行うべきです。

　答弁を求めます。

**【区長答弁】**次に、アドボケイトを活用した子どもの立場に立って意見を代弁する取組についてのお尋ねです。

区は現在も、児童虐待の相談対応や、家庭状況の調査などにおいて、可能な限り子どもから直接話を聞き取るよう努めております。

こうした取組に加えて、子どもの人権をより尊重する観点から、ケースによっては、代弁者、いわゆるアドボケイトの手法を併用することも、より子どもに寄り添って、子どもの意思を汲み取ることにつながるものと考えております。

今後とも、子どもの声を着実に聴くための手段の充実に努めてまいります。

**加齢に伴う難聴者に、補聴器購入費用の助成についてです。**

　人間は誰でも加齢とともに高い音から徐々に聞こえにくくなり、７０歳以上の半数に難聴があるとされています。言葉が聞こえにくくなると認知機能が低下し、コミュニケーションにも支障が出て社会的に孤立することで、認知症のリスクが高まります。

　難聴になったら、なるべく早い補聴器の使用が聞こえの改善にとって大切です。

世界保健機構（ＷＨＯ）では４１デシベル以上に補聴器をつけることが推奨されています。それは、そのレベルをほっておくと更にひどくなるということと、そのままにすると認識できない音が増えていきます。だから早期の装着が必要なのです。しかし、補聴器は２０万～５０万円ほどと高価で、年金暮らしの高齢者には手が届きません。

全国で補助制度が広がっています。２３区でも千代田区など９区が補助しています。

港区でも早急に、加齢性難聴者の補聴器購入費用の助成を実施すべきです。

答弁を求めます。

**【区長答弁】**次に、高齢者の難聴対策についてのお尋ねです。

まず、加齢性難聴者への補聴器購入費助成についてです。

加齢性難聴により耳の聞こえが悪くなった高齢者への支援にあたっては、補聴器を利用することでの日常生活における聞こえの改善状況について、把握をすることが必要です。

高齢者相談センターやふれあい相談員、各地区総合支所区民課に寄せられる耳の聞こえに関する相談内【区長答弁】　容を分析することで、補聴器の利用状況などの実態の把握に努めてまいります。

特定健診では聴力検査は検査項目に入っていません。自分の聞こえを知ることは、補聴器を使うかどうかの判断や、認知症予防にも重要です。

特定健診に、聴力検査を加えるべきです。（豊島区で実施）

答弁を求めます。

**【区長答弁】**次に、特定健診に聴力検査を加えることについてのお尋ねです。

特定健康診査は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき生活習慣病の予防と改善を目的として保険者が実施し、診査結果に応じた保健指導までを一体化して行うものとされています。

そのため、生活習慣病に該当しない高齢者の難聴対策のための聴力検査を行うことは想定されておりませんが、高齢者に対する聴力検査の実施については、今後先行する自治体の実施状況や効果等を調査研究してまいります。

現在港区医師会では、様々な独自検診を行っています。「高齢者難聴の早期発見のための聴力検診」も行っています。

医師会の意見をお聞きし、「高齢者難聴検診」のお知らせを区民健診の案内に同封することなど、「高齢者難聴検診」を知らせる手立てを検討すること。

答弁を求めます。

**【区長答弁】**次に、高齢者難聴検診の周知についてのお尋ねです。

港区医師会が独自事業として「高齢者難聴検診」を実施しており、現在は、１６専門医療機関において年間数百人程度の実施規模と聞いております。

今後、考えられる課題を医師会と共有したうえで、周知方法について協議してまいります。

**高齢者支援のあり方についてです。**

　多くの高齢者やその家族から相談が寄せられています。医療や福祉の連携のあり方や身寄りがない等のために、くらしや医療や介護を利用する場合に困難が生じており、きわめて深刻です。

事例を紹介します。

１）一人暮らし、常時酸素を必要とし、日常生活にも支障をきたすようになりケア付き有料老人ホームに入所しました。入所して間もなく、体調を崩し入退院を繰り返しています。身寄りがないため入院手続きや入院に必要なもの（歯ブラシ、タオルなど）を準備してくれる方がいなくて困っています。

２）高齢の夫婦、病院から転院を言われ、区内に転院先を探すも、入院費が高いなどの理由で、遠くの病院を紹介される。遠くに転院したらお見舞いにも行けないため、近くの病院の転院を望んでいます。

３）一人暮しの父親の介護のために、息子さんが仕事をやめ父親のもとに帰って介護しています。仕事をやめているので経済的にも困っています。

４）高齢のため、買い物にも一人で行けない。掃除などもできないため家の中も物であふれています。一人での外出が困難で、銀行や郵便局にも行けず、生活費が下せず公共料金の引き落としができなく、ガス、電話を止められた。

こうした相談が多く寄せられています。

一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、経済的に困っている世帯、身寄りのない高齢者、医療と介護・福祉のはざまで苦しんでいる方にどう対応していくのか、どう支援していくのか、身近な自治体に求められています。

区に相談したら、高齢者相談センターに相談してくださいと言われた。高齢者相談センタ－に相談したら遠くの病院を勧められた。

介護保険制度や病院、区の関係部署などがかかわっていながらこうした事態が起きていることが残念でなりません。

愛知県半田市は身元保証等がない方でも必要な医療や介護がスムーズに受けられるための「ガイドライン」（２０１４年９月作成）を作成しています。

（厚生労働省が４月末に作成したガイドライン（案）の参考にもなっています。）

身元保証人がいなくても判断能力が低下しても適切な医療・介護が受けられるようにすることを基本に据え、現場の声を大切にしながら改定も行っています。利用料の支払いに関すること、身の回りの援助、緊急時の対応、亡くなられた場合の対応等５項目について支援者などを記入した「支援シート」を作成し対応しています。

こうした先進事例も参考にもっと寄り添った、きめ細やかな対応をすべきではないでしょうか。

答弁を求めます。

**【区長答弁】**次に、高齢者に寄り添った支援についてのお尋ねです。

まず、高齢者に寄り添ったきめ細かな対応についてです。

高齢者相談センターでは、高齢者の身近な相談窓口として、身寄りのない高齢者をはじめ、支援の必要な高齢者から相談を受けた際には、総合支所や介護事業者などの関係機関とケース会議を開催し、どのようなサービスが必要か検討を重ねた上で、より適切な支援に結び付けているなど、高齢者に寄り添った対応をしております。

　今後も、様々な問題を抱える高齢者からの複合的な相談にも、より一層きめ細かく対応していくため、高齢者相談センターの対応力の向上に努めてまいります。

経験豊かな福祉の専門家の配置、福祉にかかわる職員の研修、病院や高齢者相談センター、介護事業所など関係部署との連携の在り方などを再度見直し、相談者に寄り添った支援をすべきです。

答弁を求めます。

**【区長答弁】**次に、職員の育成や関係機関との連携等についてのお尋ねです。

区では、高齢者サービスに携わる職員に対し、特別区の専門研修、高齢者虐待対応や精神保健福祉に関する研修などを積極的に受講させるとともに、医療機関等の職員への高齢者見守りのための講習会の開催など、育成や対応力の向上に取り組んでおります。

また、地区ごとに開催している高齢者支援連絡会や介護事業者向けのサービス説明会などを通じて、医療機関、介護事業者との連携を図ってまいりました。

引き続き、高齢者の相談窓口であり、社会福祉士、保健師など専門職を配置している高齢者相談センターを中心とし、相談者に寄り添った支援の充実に取り組んでまいります。

**区施設のトイレを計画的に洗浄式に改善することについてです。**

区役所本庁舎は大規模改修に合わせて、洋式、温水洗浄便座に改修されました。

社会的な流れ、大規模災害の避難場所としての機能も考えたとき、洋式、温水式洗浄便座への計画的改修を進めるべきです。

答弁を求めます。

**【区長答弁】**最後に、区有施設トイレの温水洗浄便座への計画的な改善についてのお尋ねです。

区有施設につきましては、生活様式の変化、バリアフリー対策、多様な利用者への配慮から、新築・改築工事では洋式トイレ及び温水洗浄便座を標準的な仕様として整備しております。また、港区役所の庁舎大規模改修工事で設置した温水洗浄便座は、衛生的で快適に利用できると評価をいただいております。

今後も引き続き、改修工事においても港区区有施設保全計画に基づき、トイレの洋式化及び温水洗浄便座の設置を進めてまいります。

よろしくご理解のほどお願いいたします。

教育に係わる問題については、教育長から答弁いたします。

**教科書展示会の改善についてです。**

今年は小学校の教科書の採択が行われます。港区では５月３１日から７月３日まで教科書展示が行われています。教科書展示は教員や教育関係者や保護者等広く区民に公開することを目的に実施されています。

住民から要望を受けて、教育センターだけでなく、みなと図書館でも展示されるように改善されました。

みなと図書館では、案内表示がないため教科書展示されていることがわからない。展示コーナーが２階の奥のため、職員に聞かないとわからない。教科書が本棚にぎゅうぎゅう詰めになっていて、出し入れが困難。早急に改善し、区民や保護者等が見やすいよう改善すべきです。

答弁を求めます。

**【教育長答弁】**ただいまの共産党議員団を代表しての風見(かざみ)利男(としお)議員のご質問にお答えいたします。

教科書展示会の改善についてのお尋ねです。

みなと図書館における教科書展示につきましては、来場者のご意見を参考に、教科書展示会への案内表示の数を５カ所から１２カ所に増やすとともに、教科書の出版社ごとに展示している見本本を、スムーズに書架から取り出し、閲覧できるようにいたしました。

また、図書館入口に教科書展示会を開催している旨の表示を拡大して掲示したほか、区のホームページに加え、みなと図書館のホームページ上にも展示会開催の案内をし、区民への展示会の周知方法を改善いたしました。

よろしくご理解のほどお願いいたします。

《再質問１》

青山地域の移動販売について

《質問要旨》

　都営青山北町アパートでの野菜の移動販売は１２月で終了し、新しい民間の場所で実施するまで期間が空いてしまう。

同じ団地内の青山児童館も移設されるため、そのスペースを活用することも視野に入れて対応してもらいたいがどうか。

**《区長答弁要旨》**

東京都並びに事業者と協議の上、継続についての可能性を求めていきたい。

《再質問２》

（仮称）神宮外苑地区市街地再開発事業について

《質問要旨》

環境影響評価調査計画書を見ると、具体的な再開発内容が記載されていて、環境影響評価を待っていては再開発が進んでしまう。

今から事業者を呼んで、計画を白紙にするよう指導する必要があると思うがどうか。

**《区長答弁要旨》**

事業者から計画が示されているが、今後様々な機会を通して、区として大変重要な景観であると捉えていることも含め、事業者を適宜適切に指導、誘導をしていく。